

神戸松蔭女子学院大学 公的研究費等の不正防止計画

不正防止推進委員会策定
(2022年3月10日 常務理事会承認)

神戸松蔭女子学院大学（以下「本学」という。）では、別途定める基本方針に基づき、公的研究費等の適正な管理を確保し不正を防止することを目的として「不正防止計画」を、次のとおり策定・実施する。

1. 本学の運営管理の責任体系

(1) 最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

(2) 統括管理責任者：研究担当の副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

(3) コンプライアンス推進責任者：部局長

各部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 不正の発生要因及び不正防止計画

基本方針の項目	不正発生の恐れのある要因	不正防止計画
1. 責任体系の明確化	コンプライアンス推進責任者の役割が、実質を伴わず形骸化する。	・最高管理責任者がコンプライアンス推進責任者から啓発活動の進捗報告を受ける等、役割が実質化するよう促す。
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	(1) ルールの明確化・統一化	・明確かつ統一的なルールになっているか、適宜見直しを行う。 ・教職員にわかりやすく提示する方法（使用説明書の作成等）を進める。
	(2) 職務権限の明確化	
	(3) 関係者の意識向上	・本学が不正防止を積極的に推進していることを教職員に広く周知する。 ・事務処理手続及び使用ルール等に対する相談窓口の設置を周知する。 ・コンプライアンス教育を実施し、受講を義務づける。 ・定期的な啓発活動により、行動規範の遵守について理解及び意識の浸透を図る。 ・不正を行わない旨の誓約書の提出を義務づける。
	(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備等	
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	不正を発生させる原因の把握が不足している。	・モニタリング等が形式的なものにならないよう留意する。 ・不正には、複数の要因がかかわる可能性があることに留意する。 ・組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取組を促す。

基本方針の項目	不正発生の恐れのある要因	不正防止計画
4. 公的研究費等の適正な運営・管理活動	予算執行が特定の時期に偏る。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況を把握し、必要に応じて研究者に改善を求める。 ・研究者発注時の事務部門への事前相談、納品完了後は速やかに支払請求を行う事を周知徹底する。
	データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守点検など、特殊な役務に対する検収が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の事例を基に、特殊な役務に関する検収ルールを検討し、明確化する。
	出張承認書の事後や直前での提出、出張報告書の記入が不十分な場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・出張承認書は、事前に余裕をもって提出するよう周知徹底する。 ・出張報告書の各項目を漏れなく、明確に記入するよう徹底する。 ・旅費の重複受給がないかを含め必要に応じて照会し、出張の事実確認を行う。
5. 情報発信・共有化の推進	事務部門による非常勤雇用者（アルバイト学生）の業務内容等の勤務実態の把握が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ・タイムカードでの勤務時間管理とは別に、作業内容・作業時間等を明記した勤務票により照合する。 ・非常勤雇用者（アルバイト学生）へのヒアリングを行う。
	使用ルール等の相談窓口や不正の通報窓口が十分に認識されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・学内外に対して、積極的に周知を行っていく。
6. モニタリングの充実	本学の不正防止への取組について、十分に認識されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学ホームページの不正対応の項目を、外部から見てわかりやすいように再構成する。
	モニタリングが形骸化し、実情把握が十分でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査で、モニタリングが有効に機能しているか確認・検証する。 ・内部監査室は、不正防止推進委員会と連携し、不正が発生する要因を分析し、必要に応じて不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的なリスクアプローチ監査を実施する。
	内部監査が定期的に行われない。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的を実施する他、臨時にリスクアプローチ監査を行い現状の把握に努める。
	監事、内部監査室、会計監査人の情報伝達が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> ・三者の連携を強化する。 ・三者による監査結果の意見、情報を共有し、次回以降の監査に反映する。

以上